

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において開示しないこととした部分のうち、次の部分を開示すべきである。

- (1) 県を退職した職員（以下「退職者」という。）のうち社会福祉法人に再就職した者について、再就職先及び再就職先における職位
- (2) 退職者のうち退職時に管理職にあった者について、再就職先及び再就職先における職位

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成13年6月8日に、「県職員の退職後の再就職先がわかる一切の資料（H8年度～H12年度分）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「再就職に関する資料（H8年度～12年度）」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、本件行政文書について、一部を除いて開示するとの部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示をしない理由を次のとおり付して、平成13年6月22日、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第3号に該当する。

「再就職先団体及び役職名については、公益的団体及び第三セクターを除き、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、法人等の事業活動が損なわれると認められ、情報公開条例第8条第1項第3号に該当すると判断されるため。」

3 異議申立人は、平成13年6月29日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 実施機関は、本件処分について、本件異議申立てを受けて再度精査した結果、下記の理由を追加する旨、平成14年5月27日付け人第57号で当審査会に通知した。

条例第8条第1項第2号に該当する。

「県職員退職者の再就職先としての『企業名』は、個人の職歴であり、『個人に関する情報』に該当するものとして、第8条第1項第2号本文の適用により非開示とされるものである。」

これを受けて、当審査会は、異議申立人に対してその旨を通知し、反論の機会を与え、追加した理由についても審査することにした。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第8条第1項第2号の該当性について

公務員の再就職では、公務員としての経験や人脈などを重視して採用されることが多く、民間企業の再就職に比べると、公共性が高い上、就職先というのは、一般には隠すものでもなく、プライバシーを大きく侵害するものとは考えられない。

(2) 条例第8条第1項第3号の該当性について

国は、退職者の再就職先を企業名を含めて公表しており、このことから見ても、県庁の退職者を受け入れる企業にとって、県庁の退職者を受け入れた

ことが公表されることで、営業上の不利益等が生じるとは考えられない。

(3) 透明性の確保について

公務員が、関連する業界に再就職することで、役所内の情報が外部に漏れて談合の温床になるなど、業界との癒着を生むといった批判は根強い。そうした背景を考えると、職員の再就職先については、たとえ民間であっても公表し、透明性を高めることが、行政の信頼性を高めることになる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書の性格について

国家公務員の再就職に関しては、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第103条第2項及び第3項の規定により、離職後2年間は、離職前5年間に在職していた省庁と密接な関係にある営利企業へ再就職するときは、人事院の承認を得ることとされており、その内容については、同条第9項の規定により、毎年、国会及び内閣に報告することとされている。

一方、地方公務員についてはそうした法規制が存在しない状況であるが、地位や職権を濫用した再就職等の弊害や癒着関係を防止することは、国家公務員同様に求められており、そのため宮城県では、退職者の協力を得て、任意に再就職先の資料を作成しているものである（調査時点では本人から情報公開の可否は確認していない。）。

なお、人事院の年次報告は、承認案件についてのみ対象とするものであり、密接な関係にないと判断された営利企業への再就職は対象としておらず、本県のように退職者全員を対象としたものとは範囲が異なるものである。

2 条例第8条第1項第2号及び第3号に該当することについて

本件行政文書については、再就職先企業等の形態別に 出資団体等と公益法人 その他の株式会社等に区分し、 の情報についてのみ非開示としたものである。

出資団体等及び公益法人

本件行政文書に記載されている退職者の再就職先としての「企業名」は、個人の職歴であり、「個人に関する情報」として、原則として条例第8条第1項第2号の規定の適用を受けるものである。

条例第8条第1項同号については同号ただし書の規定に該当することの有無が問題になるが、県の出資団体等への再就職については、出資者又は出捐者としての県の直接的な影響下にある団体であることから、また、公益法人であれば、主務官庁である県の管理、監督下にある団体であることから、これらの県と密接な関係にある団体に再就職した者については、情報開示によるある程度のプライバシーの侵害の恐れがあることもやむを得ないというべきであり、社会通念上、公表することが予定されている情報として、同号ただし書イに該当し、非開示情報には当たらないと考える。

また、これらの法人等については、条例第38条（出資団体の情報公開）、公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）第7（情報公開）等の要請があるため、当該情報が当該出資団体等の条例第8条第1項第3号に規定する「法人に関する情報」、すなわち、人事等事業活動を行う上での内部管理に属する情報であっても、「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」とは認められず、同号には該当しないと判断したため開示したものである。

その他の株式会社等

民間企業については、県と契約関係を有するものがあつたとしても、それは上記のような出資団体等又は公益法人との関係とは異なり、一般的な私法上の契約関係にあるというだけであり、県と特別の関係にあるということとはできないものであることから、こうした民間企業に再就職した者に関する情報について、社会通念上公表することが予定されている情報と解することはできず、一般私人としての条例上のプライバシーの保護を受けるべきものと解することが相当である。

したがって、出資団体等及び公益法人を除く他の法人、団体等については、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書には該当しない。

また、これらについては、私企業及び私企業的性格の強い法人、団体等であり、述べたような要請はなく、ある企業がどういう人物（前歴を含めて）を採用するかということは、当該企業の人事政策の情報であり、内部管理情報として他社にみだりに知らせるべきものではないとともに、特定分野の営業力の強化等、企業戦略等を反映したものであることから、公開されることにより企業間での事業活動や社会的評価に対する影響が懸念され、「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる」と認められたため、条例第8条第1項第3号に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件行政文書の内容等について

本件行政文書は、平成8年度から平成12年度までに宮城県を退職した職員について、実施機関が退職者の任意の協力のもと調査を行って作成した、退職者の再就職先に関する一覧である。各年度毎の退職者の氏名、退職時の所属及び職位、再就職先の名称及び職位、再就職先の種別が記載されている。

なお、本件行政文書において開示しないこととされている情報は、再就職先の名称及び職位のうち、県が出資した団体又は公益法人以外の再就職先に係る部分である。

3 本件行政文書の性格について

地方公務員については、国家公務員と異なり、国家公務員法第103条のような再就職に関する法規制が存在しない状況であるが、地位や職権を濫用した再就職等の弊害やいわゆる官民癒着等の批判は国家公務員と同様にあり、これらの弊害を防止するため、宮城県では、退職者の協力を得て、任意に再就職先の資料を作成しているものである。

収集されている情報の範囲については、人事院が、国家公務員法第103条第9項の規定により国会等に報告している情報のように、承認を要する再就職についての情報に限ったものではなく、退職者全員を対象としているが、任意調査であり、全ての退職者の再就職先が網羅されている訳ではない。また、調査時点では本人から情報公開の可否は確認していない。

4 条例第8条第1項第2号の該当性について

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定している。これは、行政文書の開示による当該行政文書に記載されている第三者の権利利益の侵害を確実に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり、また、条例第3条第1項後段は、実施機関に、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることを義務付け、その保護の徹底を図っている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報として、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書につ

いては、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

実施機関は、本件非開示情報が条例第8条第1項第2号に該当すると主張しているので、以下この点について検討する。

本件行政文書に記載されている退職者の再就職先としての企業名及び再就職先における職位は、個人の職歴の一部を構成するものであり、これらは条例第8条第1項第2号にいう「個人に関する情報」に該当するものであるといえる。また、県職員退職後の再就職に関する情報であることから、同号ただし書口に該当しないことは明らかであり、以下では同号ただし書イに該当するか否かについて検討する。

イ 県職員の再就職に係る透明性の要請

実施機関は再就職先の種別を、「出資団体等及び公益法人」と「その他の株式会社等」に区分し、前者の情報については開示している。

その理由は出資団体等については、県が出捐者又は出資者として直接的に影響力を行使しうること、公益法人については主務官庁としての県の管理、監督下にあることから、これらの団体への退職者の再就職については一層の透明性が求められるため、プライバシーは一定の制限を受け、慣行により公表されることが予定されている情報として、条例第8条第1項第2号ただし書イに該当するものであるとしている。

そもそも実施機関が出資団体等及び公益法人について一層の透明性が求められるとする根拠は、県が出資、出捐並びに補助金等の交付及び許認可・監督権を通じて強力な影響を及ぼし得ることにあり、これらの影響力を通じて不当に有利な形で再就職が行われるといった癒着関係が疑われやすいところにある。

また、更にそれとは逆に再就職後に退職者が在職当時の人脈や地位を利用して、再就職先に不当に有利な形で働きかけを行うことも考えられ、その意味では、県又は退職者による影響力の行使という点において、透明性の要請について検討する必要があると考えられる。

ロ 再就職先の種別による検討

前述のとおり実施機関は、再就職先の種別を、「出資団体等及び公益法人」と「その他の株式会社等」に区分し、前者の情報については開示しているが、実施機関の論理に立脚するならば、公益法人と同様に設立に際して県の認可等が必要な法人や、条例第38条第1項において「県からの出資、出捐又は補助金等の交付（以下「出資等」という。）を受けた団体」は情報公開に努めなければならないと定められていることから、県が直接的に出資又は出捐した団体のみならず、補助金等の交付を通じて影響力を保持している団体についても高い透明性が求められているというべきである。

本件行政文書に記載されている再就職先をみると、本件処分において非開示とされている再就職先のうち、社会福祉法人については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）において設立時には知事（専ら仙台市の地域内で事業を行うものについては、仙台市長）の認可が必要とされており、また、認可権者の監督に服することから、実施機関が開示するとした公益法人と同様に考えることができるほか、社会福祉法人には種々の補助金の交付が行われている。県は、これらの事務を通じて社会福祉法人に対して一般に強い影響力を行使しうることから、透明性が求められることについては出資団体等及び公益法人と変わるところがないというべきである。

したがって、実施機関が非開示とした再就職先及び再就職先における職位のうち、社会福祉法人に係るものについては条例第8条第1項第2号ただし書きに該当するものとして開示すべきである。

ハ 退職者の職位による検討

影響力の行使という観点からは、上記ロのような再就職先の種別だけではなく、実際に影響力を行使する側である退職者の性質について考える必要がある。上記イにおいて述べたように、在職時の職務上の影響力を通じて、不当に有利に県職員の再就職が行われたり、それとは逆に再就職後に退職者が、在職当時の人脈や地位を利用して、再就職先に不当に有利な形で働きかけを行うといった可能性を考えた場合に、一般に退職時の職位が高いほど、行使しうる影響力は大きいとすることができる（傍証として、国家公務員法第103条による再就職の承認は、人事院規則14 - 4により、一定以下の職位の

国家公務員の再就職に係る承認については、当該職員の離職時の所轄庁の長に委任されている。)ことから、退職者の職位によっては、再就職先の種別にかかわらず透明性の要請が高いものと考えられる。

開示すべき退職者の職位の段階については様々な基準が考えられるが、在職時の職位、在職時に形成した人脈によって、退職後の影響力の強弱はある程度決まってくるものと考えられ、その意味では、少なくとも管理職として県の人事及び予算関係業務を担当した者は、相当程度の影響力を持っていたと見るべきである。

したがって、これらの退職者の再就職先については、上記口と同様に、公表が了承されている情報として条例第8条第1項第2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

5 条例第8条第1項第3号の該当性について

条例第8条第1項第3号本文は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定している。また、同号ただし書は、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

同号本文に規定する「権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」とは、生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報若しくは経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、法人等若しくは事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの又は法人等若しくは事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報をいうと解される。

同号ただし書に該当するか否かについては、異議申立人及び実施機関双方において特に主張はなく、また、当審査会も本件非開示情報はこれには該当しな

いものとする。

一般に、法人その他の団体（以下「法人等」という。）がどのような職員を採用するか、という情報は当該法人等の事業に関する情報であるといえるため、本件に関しては、法人等が退職者を採用したという情報が公開されることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるものであるか否かが問題となる。

同号の解釈として、「正当な利益」とあるとおり、何をもって正当とするかは、ある程度の公共性と比較衡量の上で判断する必要がある。本件に関して言えば、当該法人等の採用の全貌を明らかにするものではなく、また、県職員の再就職については上記2で検討したとおり高い透明性が求められることから、退職者を採用したことが公開されても、同号に該当しないものと考えられる。

6 結論

以上のとおり、実施機関が、本件非開示情報について、条例第8条第1項第3号を理由に非開示としたことは妥当ではない。また、条例第8条第1項第2号を理由にする非開示情報についても、社会福祉法人に再就職した退職者について、再就職先と再就職先における職位を開示しないと決定したことは妥当でない。また、退職時に管理職にあった退職者についても、同様である。

ただし、その余の部分については、実施機関の決定は妥当である。

第5 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
13 . 8 . 8	諮問を受けた。(諮問第99号)
14 . 5 . 7 (第164回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 6 . 3 (第165回審査会)	実施機関(総務部人事課)から非開示理由等を聴取した。
14 . 6 . 25 (第166回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 7 . 8 (第167回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 7 . 22 (第168回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 8 . 22 (第169回審査会)	事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会名簿(五十音順)

氏名	現職	備考
犬飼健郎	弁護士	会長
遠藤香枝子	主婦	
岡本勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
佐々木健次	弁護士	
本岡愛実	宮城教育大学教育学部助教授	

(平成14年9月11日現在)